

令和5年12月25日

那覇市議会議長

野原嘉孝様

厚生経済常任委員会

委員長 當間安則

### 委員会視察報告書について

厚生経済常任委員会において、令和5年10月23日(月)から10月26日(木)までの日程で先進都市等の委員会視察を行ったので、その視察調査結果について下記のとおり報告する。

#### 記

1. 視察期間 令和5年10月23日(月)～10月26日(木)

2. 視察先(都市)及び調査事項

(1) 寝屋川市(大阪府)

◆産後ケア事業について

(2) 姫路市(兵庫県)

◆姫路市観光戦略プランについて

(3) 神戸市(兵庫県)

◆飲食店の営業騒音に対する規制について

◆路上喫煙について

(4) 甲府市(山梨県)

◆健康都市宣言後の新たな事業について

3. 視察参加者 委員長 當間安則 副委員長 西中間久枝

委員 金城直子、永山盛太郎、湧川朝涉、

幸地わかえ、多和田栄子、山川典二

随行職員 宮城理、町田務

※外間有里委員、吉嶺努委員については、体調不良のため、視察参加を取りやめた。

4. 視察調査結果 別紙① 厚生経済常任委員会視察報告書のとおり

5. 視察写真 別紙②のとおり

令和5年度

## 厚生経済常任委員会視察報告書

## 大阪府 寝屋川市

令和5年10月24日（火）10時00分～11時30分

## ○ 産後ケア事業について

## 1 視察内容（事業概要、背景、問題点、課題、比較等）

## ●事業の概要・目的

出産後の間もないお母さんの心と身体のケアや育児のサポート、セルフケア能力の向上を目指して、育児支援を実施している。

短期入所（ショートステイ）型、通所（デイサービス）型、居宅訪問（アウトリーチ）型の3タイプがあり、各個人の特性に応じたサービスが利用できる。

## ●対象者について

短期入所型・通所型は、生後4カ月未満の乳児及びその母親。

訪問型は、生後1歳未満の乳児及びその母親。流産・死産を経験（1年以内）した方。

## ●利用回数（上限回数）

短期入所型・通所型を合わせて7回まで（連続で取ることも可能）。

短期入所型は、1利用時間24時間（10時～翌日10時）で3食付き。

自己負担額は3,100円となっている。

通所型は、1利用時間9時間以内（10時～19時）2食付き（自己負担額1,500円）。

短期入所型を利用後に、通所型を合わせて利用することも可能。

訪問型は、1利用時間3時間を超えない範囲で上限3回。自宅において、助産師が母親のケアや育児サポートを行っている。自己負担額は1回300円。

## ●各施設への案内について

産婦の休息が可能である施設や母乳育児の支援が得意な施設など、それぞれ施設ごとに特色がある。利用希望者に対して、子育て世代包括支援センターの助産師・保健師等の専門職が面接を行い、ニーズを確認し、各施設の特徴を踏まえた上で案内を行っている（マッチング）。

きょうだいのお世話・お泊り等は原則不可。ただし、一部施設では、きょうだいの利用も可能（要相談・別料金発生）。

## ●課題について

保健師・助産師不足が課題となっている。

## ●MY CITY助産師訪問について

いわゆる新生児訪問事業のことで、母乳マッサージ等の乳房ケアや保護者と一緒に沐浴の指導、レスパイト（休息・小休止・息抜き）目的での一時預かりなども行っている。

## 2 意見・考察

- ショートステイの利用回数について、那覇市は3泊だが、寝屋川市は上限7泊となっており、全国的な調査結果でも、7泊が一般的となっている。  
那覇市においては、利用出来る施設が、県都の市、中核市の中で、きわめて少ない方である。ショートステイが出来る施設を増やすことが那覇市において急務である。
- 那覇市はショートステイの利用者に、該当施設の利用者との条件を付けている。寝屋川市は基本的にそのような条件はないとのこと。  
ショートステイの受け入れが可能な施設に対しての、産後ケア事業の理解を広げる取組を広げていくこと、受け入れ施設を増やす取組が必要であることを痛感した。
- 利用料の減免制度を積極的に利用している。那覇市においても利用促進を図る。
- 寝屋川市のMY CITY助産師訪問のような内容・事業を那覇市でも実施すべきである。
- 寝屋川市は、人口を増やす政策を取り組んでいて、その一環として、産後ケア事業を取り組んでいる。那覇市も2022年度の出生数は2,449人で、2021年度2,630人と比較して181人減少している。  
那覇市の総人口も2020年の国勢調査における31万7,625人から2023年31万5,539人へと2,086人減少している。  
那覇市も人口減少を緩やかにし、目標とする人口規模を維持するための人口政策として、保育所や学童などの課題とともに、人口減少が起きている今だからこそ、今後5年間は、産後ケア事業の充実が求められる。
- 保健師や助産師の確保には、寝屋川市も苦勞している。事業を行っている保健所任せにせず、那覇市の全庁的課題として、人事課と協力して、助産師や保健師の確保に当たる、特別な手立てが必要である。

令和5年度

## 厚生経済常任委員会視察報告書

## 兵庫県 姫路市

令和5年10月24日(火) 13時30分～15時00分

## ○ 姫路市観光戦略プランについて

## 1 視察内容(事業概要、背景、問題点、課題、比較等)

## 【事業概要】

新たな観光施策の指針として、交流人口の拡大による経済循環を高め、地域活性化に資することを目的に策定(計画期間:令和4年度から令和8年度までの5年間)。

新型コロナウイルス感染症の影響やデジタルの有効活用、SDGsの国際的な取組、登録観光地域づくり法人(登録DMO)となった(公社)姫路観光コンベンションビューローによる地域一体となった観光地域づくりなど、姫路市の観光を取り巻く環境の変化を十分に踏まえたプランとなっている。

(観光戦略)プランを策定するに先立ち、計4回の会議を実施(令和3年8・10・11月、令和4年2月)。構成委員は、学識経験者2名、マスコミ関係者2名、観光事業者等3名、商工会議所2名、市民2名(公募による)、計11名となっており、各項目について、議論や意見交換を重ねて、プランが策定されている。

## 【観光(戦略)プランの数値目標について(9つの指標)】

- ①総入込客数
- ②姫路城周辺観光客入込客数
- ③旅行消費額
- ④延べ宿泊者数
- ⑤来訪者満足度
- ⑥リピーター率
- ⑦市内宿泊施設の客室稼働率
- ⑧アクリエひめじの来館者数
- ⑨コンベンションの参加者数

## 【観光戦略プランの5つの戦略について】

- ①観光コンテンツの磨き上げによる魅力向上
- ②観光客のニーズを踏まえた受入環境の整備
- ③効果的なプロモーションによる誘客推進
- ④国際会議観光都市・MICE都市の推進
- ⑤観光を活かした産業振興、地域づくりの推進

## 【姫路市の観光の課題】

姫路城は非常に認知度が高いが、その他の観光資源が十分に活用されているとは言えない。その他の観光資源(好古園、書寫山圓教寺、廣峯神社等)があるにもかかわらず、姫路城以外の回遊性が乏しいことが問題になっている。

## 【姫路城について】

令和4年度の姫路城の入込客数は95万7千人(令和5年10月時点で78万4千人。内外国人観光客数は23万9千人。約30%が外国人観光客)。

国宝・重要文化財ではあるが、管理は姫路市が行っている。

ARやVR、CGを活用した展示・解説を行っている(映像コンテンツ等の活用)。

21か国語の紙の案内パンフレット(無料)がある。

有料のガイドツアーが随時、待機している(英語あり)。

姫路城のライトアップ、食事会、着物を着用しての撮影会など、様々なイベントを企画し、実行している。

専用駐車場には、観光バス専用の駐車スペースが50台も完備されている。

## 2 意見・考察

- 首里城公園の管理はどうあるべきか。県による一体的管理が必要ではないのか。
- 首里城の入園者は、焼失前の平成30年度281万人で、うち外国人観光客はアンケート調査において37%と推測される。案内パンフは5カ国語しかない。外国人向けの案内コンテンツの充実が急がれる。
- 首里城の駐車場は46台で、うち観光バス専用駐車場は26台しかない。周辺の交通渋滞(オーバーツーリズム)を避けるためにも、モノレールや定期バスの利用促進、首里城周辺でのレンタル自転車の整備が急がれる。
- 首里城公園、福州園、識名園、歴史博物館への多目的トイレ、分煙室の設置と増設が必要である。
- 市内ホテルの宿泊とリンクした、首里城公園、福州園、識名園、歴史博物館の修学旅行での利用促進を図るべき。
- 城内で琉球王国の当時の状態を再現し、食事会や着物を着用しての撮影会など、イベントを定期的で開催することで、魅力を高める。
- 沖縄の催事や季節を想起させるライトアップなどのイベントが必要ではないか。
- 那覇市内の交通機関の整備とアクセス、駐機場、乗降場の整備が急務である。
- 今回の那覇市観光基本計画の更新は、一千万人観光(インバウンド300万人を達成した後、アフターコロナ、Withコロナの元での策定となるので、更新するにあたっては、それらを踏まえ那覇市の経済発展やSDGsを考慮した、策定委員の構成や目標数値(どのような施設を設定するのか、各ホテルの宿泊数、滞在者の消費金額)の設定をどのようにするのか丁寧な議論が必要ではないのか。
- 那覇市観光計画を更新するにあたっては、那覇市の観光資源や、とまりんから出航する離島なども視野に入れた、観光コースの策定・充実を図るべき。
- 那覇市独自の観光目的税導入の事業計画策定に向けて議論を開始すべきだと考える。
- 姫路城は火災や防災に向けての取り組みの体制もしっかり構築されている。首里城を始め那覇市内の歴史的文化施設などにも参考になる点があり早急に研究が必要と考える。

令和5年度

## 厚生経済常任委員会視察報告書

## 兵庫県 神戸市

令和5年10月25日（水）10時00分～11時30分

## ○ 飲食店の営業騒音について

## 1 視察内容（事業概要、背景、問題点、課題、比較等）

## 《事業概要》

深夜騒音に関する規定は、神戸市独自で定めているものではなく、兵庫県条例を適用している。第62条、深夜における営業の制限、の中で「知事が指定する区域内において、設備を設けて客に飲食をさせる営業を営む者は、規則で定める場合を除き、午前0時から午前6時までの間においては、当該営業を営んではならない」、ということが定められている。

飲食店営業等に係る深夜における騒音、拡声機を使用する放送に係る騒音等の規制について、地方公共団体が、住民の生活環境を保全するため必要があると認めるときに、地域の自然的、社会的条件に応じて、営業時間を制限することなど、必要な措置を講ずるようにしなければならないということで、法律上も地方公共団体の責務として規定している。

## 《課題》

## 課題①：営業者の法令遵守意識の低さ

従業員等が事前に飲食店におけるカラオケ等の使用時間の制限や営業時間の制限等について確認していない。

## 課題②：改善までに時間を要する

店舗が雑居ビル内にある場合、音漏れを防ぐ構造をしていない。店舗の改修などテナントの場合には所有者の許可が必要である。

## 課題③：現場調査の難しさ

法令に違反しているかの確認のためには、23時以降の現地調査が不可欠であるが、人員削減の中で、深夜帯（23時から翌朝6時まで）を継続的に監視していくことは難しい。店舗が2階以上にある場合は、音漏れの有無についての確認が困難な場合がある。

## 《取組》

兵庫県「環境の保全と創造に関する条例」について営業者に説明した上で責任を持って対応するように指導している。

改修が完了するまでは音量を下げるなどの対策を講じるように指導する。また、ドアの開閉時にはカラオケを使用しないように徹底する。

風営法を所管する警察と協力して現地調査を実施、申立者から騒音が漏れている状況について聴取を行い、現状を確認する。

## 【苦情の発生状況（令和4年度）】

- ① 市内の全苦情発生件数・・・289件
- ② 騒音に関する苦情件数・・・100件（①の35%）
- ③ 深夜営業騒音に関する苦情件数・・・18件（②の18%）

## 2 質疑応答、意見・考察

Q 騒音に対する市独自の条例はあるか。

A 騒音に関しての市条例、市で設けている条例はない

- どの地域においても深夜の騒音被害対応について、申立者と営業者の間に挟まれ、苦慮していると感じた。騒音で生活に支障がありすぐに改善して欲しいと申立があったのち、ヒアリングや指導調査を行うが営業者も法令について知らないこともあり、法令のしっかりした説明も必要。対応人員の課題も残る。
- 騒音問題や喫煙の問題は日常生活においては非常に身近な問題、共通的な思いを感じた。対応等データをとっているところは非常に良いと感じた。
- 現場調査へ踏み切る基準を明確にし、マニュアルを作成し、営業者へ通達した方が良いと考える。
- 苦情の大部分がカラオケ騒音であり、客の声の騒音は、規制から外れていて対応できないとのことなので、市独自の条例を考え、罰則も考慮すべきだと考える
- 那覇市においても商店街の現状を再確認し、当該営業地域に対応できる本市独自の条例を今後考えていく必要がある。

令和5年度

## 厚生経済常任委員会視察報告書

## 兵庫県 神戸市

令和5年10月24日(火) 13時30分～15時00分

## ○ 路上喫煙について

## 1 視察内容(事業概要、背景、問題点、課題、比較等)

## ● 事業概要

路上喫煙による火傷や衣服の損害を防止し、美しいまちづくりをさらに推進するため、平成20年(2008年)4月1日に「神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、ぽい捨てに関して重点区域の指定を行っている。現在35ヶ所。

路上喫煙禁止地区については、被害が特に発生するおそれがある地区を限定的に指定し、路上規制に関しては、1,000円の過料を徴収している。

⇒神戸市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例策定(平成20年度施行)

- ① 市内全域・・・ぽい捨て禁止・路上喫煙をしない努力義務
- ② ぽい捨て防止重点区域・・・罰金2万円以下
- ③ 路上喫煙禁止地区・・・過料1,000円

⇒喫煙所の設置(令和5年10月1日時点。2地区で2か所)

禁止地区エリアの中に、喫煙所を行政で設置。三宮中央通りは令和3年8月に喫煙所撤去。撤去理由として、パーテーションが十分に高くなかったため、煙に対する苦情が多数寄せられていた。コロナ対策中で閉鎖時期ということもあり結果的に撤去という形となった。現在は、東遊園地西側とJR元町駅前の2ヶ所にフリー喫煙所あり。

屋内型の喫煙所に関しては設置費に700万。空気清浄機等、臭いなどがかなり軽減される屋内型の空気清浄機の導入についてはJTが経費の半分を負担。

⇒路上喫煙禁止地区の巡回

路上喫煙の防止指導員は、県警OBを指導員として定数12名。2人1組で禁止地区を巡回している。たばこを吸っている方には直接指導、悪質な場合には1,000円の過料徴収を行うこととしている。

令和4年度の指導実績は、年間で1,200件程。1日4.5件程度。隅で吸われているという方が多いため、やめるように指導はしているが、強制的な1,000円の過料徴収はできていないのが実情。

禁止地区以外のぽい捨て防止重点区域ということで、他の主要なターミナル駅前でも巡回のエリアを広げた。過料徴収はできないが声かけをしてその場で啓発、指導の拡大を行うことで、一定の効果を得ている。

- ① 駅を中心に注意指導・・・指導件数9,133件(令和4年度)
- ② 過料処分件数は、平成20年度11.4件から令和4年度3.13件と減少している。

⇒路上喫煙率調査・吸い殻調査

- ① 条例施行時より歩きたばこをする人数は、禁止地区内で約97%、地区外で約85%減少。
- ② ぽい捨てされた吸い殻本数は、禁止地区内で約90%、地区外で約85%減少。



⇒路上喫煙禁止地区の告知について（啓発活動）

駅前の大型ビジョンやデジタルサイネージ、路面タイル、告知看板をを活用し、ポイ捨て路上喫煙禁止の啓発を実施。

外国人観光客への対応ということで、チラシなども多言語化（4か国語）し、観光地やホテル、インフォメーションセンターなどにチラシを設置し、禁止地区の啓発を行っている。

⇒神戸市路上喫煙防止条例と兵庫県受動喫煙防止条例との違い

- ① 路上喫煙防止条例・・道路等の屋外でのぽい捨て等による火傷の被害防止
- ② 施設（屋内）において、健康を守る観点から受動喫煙を防止

## 2 質疑応答、意見・考察

Q 喫煙所について2か所の維持管理費は幾らとなっているか。

A 路上、屋外型は1日2回の清掃で年間240万円程度。もう1ヶ所の屋内型については、空気清浄機のフィルターの取替なども加わるため、少しプラスされ、計360万円程度。

○ 喫煙所の設置が大きな課題である。喫煙所整備についても神戸市の一等地としてどう場所を確保していくか。民間事業者と協力しながら、整備に向けて一定の努力をしていくとのことであった。今後も注視したい。

⇒設置個所の選定

⇒設置費用及び維持管理費の財源

⇒維持管理の方法

○ 路上喫煙の過料について

⇒最初の過料徴収の周知の仕方に留意すべき。

⇒トラブル回避のための警察官導入の検討。

⇒徴収金額の設定を定期的に再検討し、見直す仕組みづくり。

⇒徴収金の内訳について、使用用途を明確にして必ず公表をするとよい。

○ 那覇市における対応

⇒路上での受動喫煙やぽい捨て等の現状視察

⇒設置個所の可否等、現場の確認及び担当部署との協議

⇒飲食業協会や社交業協会等、関係者との意見交換を重ねる。

⇒多くの部局、多くの所管課に関わるため、横断的な会議とし、情報を共有する。

令和5年度

## 厚生経済常任委員会視察報告書

## 山梨県 甲府市

令和5年10月26日(木)10時00分～11時30分

○ 健康都市宣言後の新たな事業について

## 1 視察内容(事業概要、背景、問題点、課題、比較等)

## 【事業概要】

平成30年に人、地域、まちの健康づくりをとおして市民の皆様が健康で笑顔が絶えない「元気Cityこうふ」を実現するために「健康都市こうふ基本構想」を策定。

令和元年9月に健康づくりの方向性を揺るぎないものとするため、「健康都市宣言」を行い、健康づくりの一層の推進を図っている。

～～～健康都市宣言には5つの大きな取組項目がある。～～～

- ① 自分の健康は自分で守り、日頃から心と体の健康管理に努めます。
- ② 家庭や学校での健康教育を通じ、子どもたちの健康づくりに努めます。
- ③ 地域の人々の交流により仲間意識を高め、地域全体で協働による健康づくりに努めます。
- ④ 地域と企業が連携し、地域ぐるみで健康に働ける環境づくりに努めます。
- ⑤ 良好な生活環境の維持向上を図り、市民と地域の健康づくりを応援するまちの実現に努めます。

～～～with コロナにおける元気Cityこうふを目指して～～～

コロナ禍による生活様式の変化、多様化にも期を逸することなく的確に対応する中で、健康づくり事業の充実、進化はもちろんのこと、保健、医療をはじめとする社会資源の充実や公衆衛生の向上、自然環境の保全など、まちの健康づくりに努め、人、地域、まちの健康づくりの取組が互いにより影響を及ぼしながら健康寿命を延伸し、誰もが人や地域のつながりの中で元気に暮らせる元気Cityこうふを目指していく。

★健康都市宣言後、各項目に添った取組・各種事業を立案計画し実行している★

## 【健康ポイント事業(令和3年度開始)】

平成30年、令和元年に「健康ポイント実証事業」を実施・検証している。

⇒「インセンティブ」は意識付けのきっかけづくり。

⇒「歩く」ことは健康行動全体の改善のきっかけとなる。

⇒「行動変容には、一人ではなくグループや地域で取組むことが有効」との観点から新規事業として開始。健康診断、健康教室、健康づくり活動への参加等でポイントを付与、景品等との交換ができる。

## 【健康づくり同窓会(令和4年度開始)】

高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な事業として、75歳以上を対象に、市内5か所で健康づくりを意識した講義・実技を実施。また、検診申込、展示、各種計測コーナー等を設置し、希望者へ対応している。

### 【げんきお届け隊】

元気アップチェックの未回答者に訪問を行い健康状態の把握に努め、必要な情報の提供を行う。

### 【3か月血糖チャレンジ】

主治医と連携し、血糖値の経過を観察することで、重症化への予防や人工透析等への速やかな移行などを行う。

### 【健康チャレンジ表彰（令和3年開始）】

従業員や家族などに対して、優れた健康づくりの取組を行う事業所や、地域での健康づくりに積極的に取り組む団体を表彰するとともに、その取組内容を広く周知することで、地域や職域での取組をまち全体に広げてく事業。

### 【健康リーダー養成講座】

身近な地域の住民に対しまして、健康に関する正しい知識や情報を伝え、地域で健康に資する活動を住民とともに実践することで、住民一人一人の健康意識を高め、行動変容を促す役割を担う人材である健康リーダーを養成することを目的とした事業

～～～令和5年度からの新規事業～～～

### 【アプリを活用した健康づくり支援事業】

紙ベースの健康ポイント事業においては、壮年期層の参加率や継続率が低いといった課題や、参加者からデジタル化を望む声、また、国のデータヘルス改革を踏まえアプリを導入し、壮年期層の参加者の増加や事業継続率の上昇を目的として実施する。

### 【働き盛り世代の健康づくり支援事業】

仕事、家庭に忙しく、自身の健康づくりについて優先順位が低く なりがちな働き盛り世代の方が、健康で元気なうちから健康づくりを習慣化し、健康寿命の延伸につながるため、ライザップによるセミナーをオンラインで市内事業所へ提供するものであります。本事業では、できる限り多くの従業員の方に御参加いただき、また、職場での健康づくりの意識醸成も図るため、就業後に職場で参加いただけるよう、ズームを用いたオンラインでセミナーを開催する事業。

### 【こうふ健康フェスタ事業】

健康都市宣言より5年を迎える節目の年であり、町内外と連携する中で幅広い世代の方が参加できる記念イベントを開催し、健康づくり活動、地域活動の再活性化を図ることを目的に、イベントを開催する。

## 2 質疑応答、意見・考察

Q 健康事業に対する予算について

A 約 6000 万円程度。

Q 健康事業をスタートしての医療費の変化及び高齢者の病院受診率について

A 変化や数値等については自治体では追いきれていない。現在、デジタル化（アプリ導入）を進めていて、利用者の行動変容、歩数の変化等の見える化する。今後、アプリに参加した人、していない人、同年代の方を抽出して、健診結果などを比較検証する予定。

Q アプリの使い方について、高齢者への周知方法について

A スマホの使い方・アプリの操作方法については、アプリ事業の開始案内と一緒に操作方法等説明会の開催日程を通知している。また、広報紙による案内も行っている。

Q 職員数について

A 健康政策課については、23～24 名。

Q アプリについては、国の交付金を活用しているとのこと。自主財源はどれくらいか。

A 約 6000 万円のうち、アプリ事業（約 2000 万円）については、デジタル田園都市構想の補助金を活用。約 4000 万円は一般財源。

Q アプリ事業については、医療関係者と連携しているのか

A していない。

Q アプリ事業について、委託しているのか

A 開発、メンテナンスについては委託している。

Q 子どもたちの健康教育について、どのような議論をしているのか

A 今年度、健康増進法に基づく保健計画を策定している。基本的には、食育が多い。

Q 31 校区の中で、食育以外にも取り組んでいる事例があるのか

A 健康政策課としては特にない

Q 受講する側の補助はあるのか

A 受講者は無料で受けられる

Q 民間企業と連携した働き盛りの世代の健康づくり事業について

A 経営者の方が、従業員の健康づくりのために、お金をかけたり、時間を割いたりすることが難しいと考えている為、会社として、健康経営、健康づくりの意識を高めてもらう為に、今事業をスタートする。

開催日に、会議室等に社員が集まって、生ライブ配信を行う。その後、1 か月間は何度でも視聴できる。

Q 申込限度数を設けているのか

A 一回の目標を 500 名と設定。3 回のセミナー開催を予定しているので、1500 名を目標に取り組んでいる。

**Q 健康都市宣言について**

A 令和元年9月に制定。高血糖や高血圧の方が多し等といった課題があった。都市宣言の中で、健康づくりについて、戦略的に進んでいくことになり、事業がスタートした。

「健康都市こうふ基本構想」の策定から、健康都市宣言を踏まえ、様々な取組を行っている。こどもから高齢者、年齢別、様々な生活様式に合わせた取組。協働のまちづくりに添った取組。また自主性をもった健康づくりの意識付等多岐にわたった事業を実施しており素晴らしいと取組との簡素を持った。

健康ポイントの魅力、認知度の高い企業セミナー、事業者単位での参加、医療関連との連携、小学校区、自治会等地域との連携など本市でも取り入れなければならない取組が参考になった。各事業しつかり精査し、本市健康づくりへの参考としたい。





視察写真 令和5年10月25日(水)10時00分～11時30分

別紙②

兵庫県 神戸市 【飲食店の営業騒音に対する規制について・路上喫煙について】





